

奈良県文化財保存活用大綱

令和 7 年 4 月

奈 良 県

目 次

序 章 大綱策定の背景と目的、大綱の位置付け

- 1. 大綱策定の背景と目的 1
- 2. 大綱の位置付け 1

第1章 奈良県における文化財の現状

- 1. 奈良県の概要 2
- 2. 文化財に関する奈良県の状況 3
- 3. 奈良県の文化財 3

第2章 文化財の保存と活用に関する課題 1 1

第3章 文化財の保存と活用を図るために講ずる措置

- 1. 奈良県文化振興条例における県の責務 1 6
- 2. 文化財の保存と活用を推進する意義 1 6
- 3. 文化財の保存と活用における視点 1 6
- 4. 分野別の文化財の保存と活用を図る取組 1 9

第4章 市町村への支援の方針

- 1. 基本的な考え方 2 3
- 2. 支援の状況 2 3
- 3. 市町村文化財保存活用地域計画作成への支援 2 3

第5章 防災・災害発生時の対応 2 4

第6章 文化財の保存と活用の推進体制 2 6

序章 大綱策定の背景と目的、大綱の位置付け

1. 大綱策定の背景と目的

文化財は、日本の歴史や伝統、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の充実・発展の基礎をなすものとして、大切に受け継いでいくべきものである。そのためには、文化財の保存が適切に行われなければならない。

奈良県の大きな魅力の一つは、長きにわたり多くの人々の手によって継承されてきた文化財が豊富に存在することにある。その魅力をこれからも伝えていく必要がある。

しかしながら近年、過疎化・少子高齢化の進行など、文化財を取り巻く社会的環境は大きく変化している。文化財を守る地域の衰退が懸念され、文化財の修理を担ってきた技術者の後継者が減少するなど地域の伝統や文化の消滅の危機に瀕している。

こうした背景を踏まえて、本県では、文化振興に関する基本理念を定め、県の責務や関係者等の役割を明らかにした奈良県文化振興条例を令和3年4月に制定。これにさきがけ策定した奈良県文化振興大綱（平成29年3月）は、同条例の両輪である「歴史文化資源の継承及び活用」と「文化活動の振興」をもとに「奈良県文化活動振興大綱」と「奈良県文化資源活用大綱」の2つの大綱に再構築し、令和5年4月に改定した。

また、文化財の「保存」と「活用」を車の両輪と捉え、一体的な施策展開を行うため、文化財の保存と活用の基本的な方向性を明確にし、各種の取組を進めていく上での共通の基盤となる「奈良県文化財保存活用大綱」を令和3年6月に策定し、その後の状況に応じて令和7年4月に改定する。

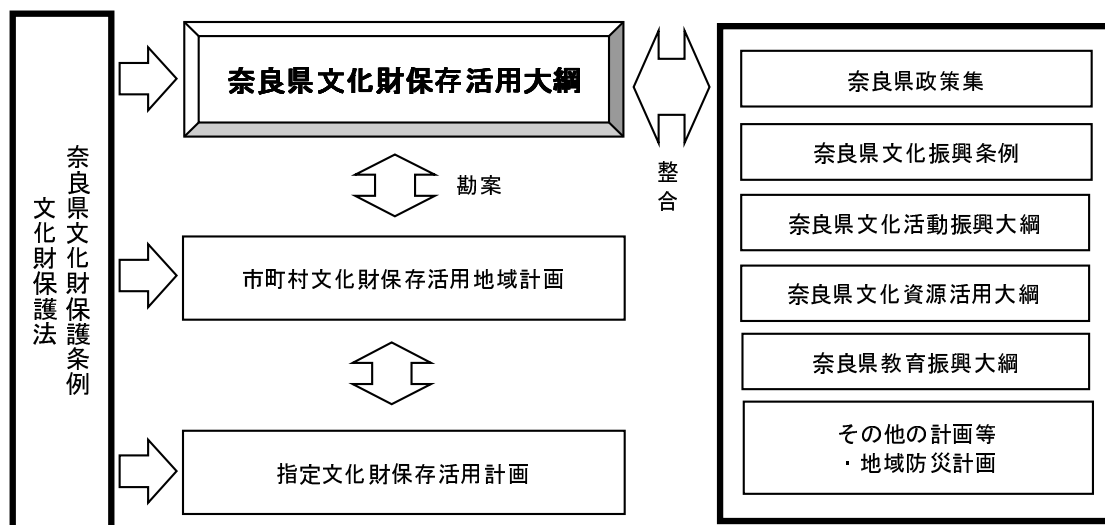
適用期間は令和7年度から令和9年度とする。

2. 大綱の位置付け

本大綱は、文化財保護法第183条の2の規定に基づき、本県における文化財の保存と活用の基本的な方向性を明確化するとともに、各種の取組の共通の基盤となるものである。

また、域内の各市町村が地域計画を作成するにあたっては、本大綱を勘案するものとする。

なお、奈良県文化活動振興大綱や奈良県文化資源活用大綱をはじめ、県の施策を推進する各種計画等との関係においても整合を図った。



第 1 章 奈良県における文化財の現状

1. 奈良県の概要

(1) 位置

近畿の屋根といわれる山岳地帯を南部に持つ奈良県は、わが国のほぼ中央部かつ紀伊半島の中央部に位置し、周囲を山岳に囲まれた内陸県である。

(2) 地形・気候

地形は、吉野川に沿ってほぼ東西に走る中央構造線により、南部山地（吉野山地）と中央低地（北部低地）に分かれている。

北部低地帯は、奈良盆地をとりまく生駒・葛城・笠置の各山脈、竜門山塊、奈良丘陵の山地からなり、内陸性気候となっている。

南部山岳地帯は本県の南部一帯を占め、山岳性気候である。東は台高山脈を隔て三重県に、南西は和歌山県に、北辺は竜門山塊によって大和平野、大和高原地区に接し、東部山地は内陸性気候と山岳性気候の特徴を兼ねている。

南部の山地は夏に雨が極めて多く、冬は厳しい冬山の様相を呈し、積雪も深くなる。一方、奈良盆地は概ね雨は少なく、夏は蒸し暑く、冬は底冷えが厳しくなっている。

(3) 文化

豊かな自然と世界に誇る数多くの歴史文化遺産を有している本県は、古代から政治の中心として、大陸からの文化を積極的に取り入れてきた。特に古墳時代、飛鳥時代、奈良時代には、遣隋使・遣唐使等の国際交流を通じて日本文化の基礎を築き上げ、さらに

中世には、社寺を中心に能・狂言の発祥地として、日本文化の発展に貢献してきた。

奈良は「日本人の心のふるさと」であり、世界に誇り得る日本文化の中心となっている。

2. 文化財に関する奈良県の状況

本県には、ユネスコの世界遺産リストに「法隆寺地域の仏教建造物」、「古都奈良の文化財」、「紀伊山地の霊場と参詣道」が登録され、「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」が暫定一覧表に記載されている。また、令和7年3月現在では国宝208件（全国の18.2%）、重要文化財1,337件（全国の9.9%）、史跡121件（全国の6.4%）など多くの文化財※¹がある。県指定文化財も588件あり、指定候補でもある未指定文化財も含め、これらの文化財を保護していく業務を所管しているのは文化財課及び文化財保存事務所※²である。飛鳥・奈良時代の建造物のほぼ全てが奈良県に存在しているが、文化財保存事務所では文化財建造物の保存修理を行うための技術を受け継ぎ、直営で施工している。このような体制を採用しているのは、全国で奈良県を含め数府県のみである。

平成20年度と平成27年度の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に合わせ、県は、知事部局にスポーツ・教育・文化資源行政の部署としてスポーツ振興課、教育振興課、文化資源活用課を設置した。それぞれ県スポーツ推進計画、教育振興大綱、文化振興大綱を策定し、総合型地域スポーツクラブ、県・市町村教育サミット、なら歴史芸術文化村の整備等、広い行政ニーズに応じた施策を展開している。その経験を踏まえ、平成30年の文化財保護法改正に合わせ、文化財保存課、文化財保存事務所を知事部局に移管した。また、組織改編により令和6年4月に文化資源活用課と文化財保存課が統合され文化財課となった。

3. 奈良県の文化財

（1）奈良県の文化財の概要

明治から1950年の文化財保護法施行までの間においても、古社寺保存法・国宝保存法・重要美術品等の保存に関する法律、史蹟名勝天然記念物保存法のもとで、奈良県は文化財において全国に卓越した内容、指定件数を誇ってきた。

※1 国宝・重要文化財の件数は、東京都、京都府に続き、奈良県は全国3位。そのうち、国宝の件数についても東京都、京都府に続き全国3位。種別ごとでは、彫刻（多くは仏像）の国宝の件数が全国1位。

※2 県内の数カ所に出張所（文化財保存事務所保存修理・人材育成係、法隆寺、興福寺、金峯山寺、玉置神社、橿原神宮〈令和7年4月現在〉）を設置し、大規模な文化財等の修理等の受託を行う県営事務所。

文化財指定件数

(1) 国指定・国登録

(令和7年4月1日現在)

名 区 分	件	国 宝								計	
		建 造 物		絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 典 跡 籍	古 文 書	考 資 古 料		歴 資 史 料
		件 数	棟 数								
奈 良 県		64	71	9	76	37	13	1	8	0	208
全 国		232	298	166	141	254	235	63	50	3	1,144
対全国比(%)		27.6	23.8	5.4	53.9	14.6	5.5	1.6	16.0	—	18.2

名 区分	件	重 要 文 化 財 (※ 含 国 宝)								計	
		建 造 物		絵 画	彫 刻	工芸品	書 跡 典 籍	古文書	考 古 資 料		歴 史 資 料
		件 数	棟 数								
奈 良 県		267	435	90	499	208	176	45	40	12	1,337
全 国		2,588	5,532	2,063	2,737	2,481	1,933	794	666	236	13,498
対全国比(%)		10.3	7.9	4.4	18.2	8.4	9.1	5.7	6.0	5.1	9.9

名 区分	件	特 別 史 跡	特 別 名 勝	特 記 別 念 物	計	史 跡	名 勝	天 然 記 念 物	計	重 要 無 形 財	重 要 民 俗 無 形 財	重 要 民 俗 有 形 財	重 建 保 存 地 区	重 要 景 観	選 定 保 存 術	登録有形文化財	
																建造物	美術 工芸
奈 良 県		10	1	1	12	121	10	18	149	0	8	4	3	1	6人 1団体	330	2
全 国		64	36	75	175	1,905	431	1,040	3,376	105人 31団体	333	227	129	73	67人 48団体	14,262	18
対全国比(%)		15.6	2.8	1.3	6.9	6.4	2.3	1.7	4.4	—	2.4	1.8	2.3	1.4	—	2.3	11.1

(注) 重要文化財及び史跡・名勝・天然記念物の件数には、それぞれ国宝・特別史跡・特別名勝・特別天然記念物の件数を含む。

(2) 県指定

(令和7年4月1日現在)

名 区 分	件	有 形 文 化 財								史	名	天 然 記 念 物	無 文 化 財	無 文 化 財	有 文 化 財	選 定 保 存 術	技 術	計	
		建 造 物		繪 画	彫 刻	工 芸 品	書 典 跡 籍	古 文 書	考 資 古 料										歴 資 史 料
		件数	棟数																
奈 良 県	122	198	48	104	57	15	19	22	9	55	5	62	3	42	24	1	588		

(3) 市町村指定

(令和6年4月1日現在)

名 区 分	件		有形文化財		史 跡	名 勝	天 然 記 念 物	無 文 化 財	無 文 化 財	有 文 化 財	重 建 保 存 地 区	選 定 保 存 術	計
	建造物		美 工 芸 品										
	件	棟											
市 町 村	85	117	496		52	5	43	3	31	32	3	0	750

（２）奈良県の歴史文化の特徴

奈良県は古代から長く豊かな歴史のストーリーを持つ。

旧石器から古墳時代では、全国的に著名な遺跡が奈良盆地内及び山間部にくまなく分布している。縄文時代の大川遺跡、弥生時代の唐古・鍵遺跡などがある。当県は前方後円墳を中心とした古墳文化が発祥したところでもある。

飛鳥・奈良時代は、飛鳥諸宮・藤原京・平城京に宮都がおかれ、当県は古代律令国家の中心となる。県内各地に多くの寺院などが造営された。文化財の宝庫となっている所以である。奈良県の旧国名は、大和国だが、奈良時代後半期以前には倭国・大倭国・大養徳国なども用いられた。

また、平安時代以降においても、奈良は平安京に対して南都と呼ばれ、平城京外京城東縁において、中・近世にいわゆる「ならまち」が発展した。当時の荘園領主としては、興福寺・東大寺などが優勢であり、奈良盆地内を広く治めた。

中世には筒井氏・箸尾氏・十市氏・越智氏などの国人層が奈良盆地内や山中の中世城館を拠点に活動した。松永氏が大和に入部ののち、近世では郡山城、高取城が大規模城郭として営まれ、豊臣氏・柳澤氏、植村氏などが入城した。

奈良盆地には古代条里制に起源をもつ水田区画が現代まで続き、農業を基幹産業とした。また、窯業生産では、古代においては瓦生産が栄えたが、中世から近世に盛期を迎えたのが奈良火鉢の生産である。また、近世以降、売薬業が栄えるとともに、吉野葛・三輪素麺は、近世において既に全国を代表するブランドであった。高山茶釜・奈良筆・奈良墨・赤膚焼・奈良団扇・奈良晒・吉野手漉き和紙・奈良一刀彫など中世から近世に起源をもつ伝統工芸の存在も忘れてはならない。また、蘭草（いぐさ）栽培と灯心ひきは、奈良墨の生産に欠かせないものである。

南都六大寺や法隆寺などの大規模寺院の法灯や、古代・中世を起源とする大神神社・春日大社などの神社の活動は現代まで続き、山中にも、数多くの山岳信仰に関わる遺跡がある。

明治前期には、東大寺大仏殿回廊で「奈良博覧会」において正倉院宝物が初めて一般公開された。明治28年（1895）には奈良国立博物館の前身である帝国奈良博物館が開館した。また、昭和15年（1940）には、県立橿原考古学研究所附属博物館の前身である大和国史館が開館した。このように、現代まで当県は、日本の歴史・文化の中核としての意義を失っていない。

●北部エリア（奈良市、大和郡山市、山辺郡山添村）

710年から784年のあいだ、古代律令国家の首都であった平城

京は、奈良市一帯と大和郡山市北部に跨がる。平城宮においては、大規模な大極殿・朝堂院がつくられた。また、京内には、寺院があり、東市、西市がおかれ、藤原仲麻呂・長屋王などの貴族の邸宅があった。ここを中心に貴族文化・仏教文化が隆盛し、天平文化が開花した。建造物や彫刻の国宝指定件数が全国1位である理由のひとつである。

平城宮跡、東大寺、興福寺、元興寺、薬師寺、唐招提寺、春日大社の特別史跡及び史跡の範囲とその建造物ならびに、特別天然記念物の春日山原始林は、世界遺産「古都奈良の文化財」の構成資産である。現代に続く奈良の社寺は、彫刻や建造物など各時代の多くの国宝・重要文化財を保有しているが、東大寺では、文書・典籍類や各時代の多数の工芸品が重要文化財に指定されており、春日大社には文書のほか国宝の甲冑・刀剣・鏡などを含む神宝類が所蔵されている。

一方、奈良市東部の山間部には、『古事記』編纂者の太安萬侶の火葬墓など、奈良から平安時代の墳墓がみられる。中世には、東大寺・興福寺が隆盛し、「ならまち」の中核となったのは元興寺である。また、筒井氏が筒井城、筒井氏、豊臣氏、柳澤氏などが郡山城、松永氏が多聞城に入部した。

縄文時代の遺跡としては東部の山添村の大川遺跡が知られている。平城宮北側一帯にあるのが佐紀古墳群であり、4世紀から5世紀の大王とその周辺の人物が大型の前方後円墳を築いた。若草山山頂には鶯塚古墳、奈良市東部山間部には三陵墓古墳といった前方後円墳が築かれており、奈良市西部の富雄丸山古墳は円墳であるが日本最大の鉄剣である蛇行剣が出土している。

主な展示施設としては、奈良国立博物館は、各社寺など所有者からの寄託品、あるいは収蔵品など、県内文化財の保存・管理において中枢の役割を担っている。また、県立美術館は、鎌倉時代から現代に至るまでの絵画、工芸、彫刻、書跡、風俗資料など4,600点を超える所蔵品を収集し、作品の調査研究を基礎として、種々の展覧会を開催している。また、大和郡山市には、県立民俗博物館があり、奈良県に暮らす人々がその生活の中で作り、運び、使い、改良工夫を重ねて伝えてきた近世から昭和初期までの民具を中心とした民俗文化財が収蔵されており、地域の多様性、生活文化を学ぶことができる。

●中南部エリア（橿原市、高市郡高取町、明日香村）

奈良県最大の前方向後円墳は、橿原市の丸山古墳である。6世紀後半代の築造である。橿原市内から明日香村にかけて6世紀代的大型前方向後円墳があり、大王墓と考えられる。また、橿原市・高

取町内には4世紀から6世紀の渡来系集団や一般層に関わる古墳群が多くある。

飛鳥においては、588年に蘇我氏の発願により、わが国最初の本格的寺院として飛鳥寺（法興寺）の造営が開始される。推古天皇の豊浦宮、小墾田宮の造営を経て、630年の舒明天皇の飛鳥岡本宮から673年の天武天皇の飛鳥浄御原宮まで明日香村岡の飛鳥宮跡の位置に宮の位置が固定化する。庭園、饗宴施設、水時計、官営工房、寺院、古墳などが飛鳥の各地に造営された。

その後、藤原京の造営がはじまって、694年に持統天皇が藤原宮に遷った。藤原京は、最初中国式本格的都城であり、貴族や一般層の宅地と本薬師寺・大官大寺などの寺院が配置された。飛鳥から藤原へ、宮都とその周辺が整備されていく過程は、古代律令国家の形成過程を示しており、「飛鳥・藤原の宮都」として世界遺産登録を目指している。

高取城は、中世に起源をもつ大規模な山城であり、近世城郭として整備された。

また、橿原市今井町は、江戸時代の寺内町であり、重要文化財の建造物を多数含んでいて、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

県立橿原考古学研究所は、遺跡及び埋蔵文化財に関する学術的、専門的研究を行い、遺跡等の発掘調査及びその指導の役割を担っている。また、県立橿原考古学研究所附属博物館は、国指定文化財として、国宝1件、重要文化財10件の考古資料をはじめ、多数の考古学的遺物及び遺跡等に関する資料を収集、保管及び展示するとともに、遺跡等に関する講習会、研究会の開催も行っている。

さらに、県立万葉文化館は、『万葉集』を中心とした古代文化に関する総合文化拠点として、日本の古代文化に関する調査・研究及び展示等を行っている。

●**中西部エリア（大和高田市、生駒市、香芝市、生駒郡平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町、磯城郡川西町・三宅町、北葛城郡上牧町・王寺町・広陵町・河合町）**

二上山は、サヌカイトや凝灰岩（ぎょうかいがん）など石器石材や石棺石材の産地であり、旧石器から古墳時代まで盛んにここから石材が採取された。また、馬見丘陵とその周辺部、平群谷、斑鳩、盆地中央部などにおいて4世紀から6世紀の古墳が造営される。

また、香芝市には6世紀から7世紀の古墳があり、敏達（びだつ）王家と関わるものと推定されている。

607年、聖徳太子によって造営された斑鳩寺は、670年の焼失後

に法隆寺として再建された。同寺金堂は現存最古の木造建築物であり、法起寺とともに世界遺産「法隆寺地域の仏教建造物」として登録されている。法隆寺の所蔵する各時代の有形文化財は、バラエティーに富み、その数量も圧倒的である。さらに、斑鳩町をはじめこの周辺の王寺町、河合町及び香芝市には、飛鳥時代から奈良時代の寺院が集中しており、生駒市、上牧町、三郷町及び斑鳩町などに、飛鳥時代から奈良時代の須恵器窯・瓦窯がある。

● 東南部エリア（天理市、桜井市、磯城郡田原本町）

弥生時代の田原本町の唐古・鍵遺跡、弥生時代末から古墳時代はじめの倭国の政治の中心とも考えられている桜井市の纏向遺跡がある。また、天理市南部から桜井市にかけ古墳時代のはじまりの頃の大型前方後円墳が集中している。古墳文化の発祥の地であり、倭国の中心として他地域へ影響を与えた。古墳のほか古い起源をもつ大神神社、国宝「七支刀」などの神宝をおさめる石上神宮、長岳寺などの社寺がある「山辺道」のエリアでもある。

また、社殿のほか所蔵品の鎌倉時代の刀剣類などが重要文化財に指定されている談山神社、奈良から江戸時代の美術工芸品や建造物など数多くの重要文化財をもつ長谷寺、国宝十一面観音像が著名な聖林寺がある。また、天理大学附属図書館および天理大学附属天理参考館には、文書、典籍や考古資料など数多くの国宝・重要文化財が収蔵されている。

さらに令和4年3月に開村したなら歴史芸術文化村では、文化財4分野（仏像等彫刻、絵画・書跡等、建造物、考古遺跡）の修理作業の公開や地域の文化財の調査・企画展等文化財に親しむための取組を行っている。

● 西南部エリア（五條市、御所市、葛城市）

金剛山東麓、葛城山東麓には4世紀から6世紀の古墳や古墳群と同時代の遺跡が分布する。葛城氏・巨勢氏などの大豪族と渡来系集団や一般層に関わる墳墓である。また、五條市の近内古墳群は、5世紀に盛期をもつ方墳・円墳が主体の古墳群である。

西南部エリアでは、飛鳥から奈良時代に多くの寺院が建立された。葛城山麓・金剛山麓では奈良時代の国宝東塔など多数の建造物・美術工芸品をもつ當麻寺をはじめ、石光寺、加守廃寺、地光寺及び高宮廃寺などがある。五條市には藤原武智麻呂墓のある榮山寺がある。榮山寺は、奈良時代の国宝八角堂のほか八角堂内陣の装飾画、本堂の各時代の仏像など多数の重要文化財をもつ。

五條市五條には、慶長12年の棟札をもつ重要文化財栗山家住宅がある。また同市新町に重要伝統的建造物群保存地区がある。幕

末において天誅組が蜂起し、五條代官所を襲撃した歴史がある。

●南部エリア（宇陀市、宇陀郡曽爾村・御杖村、吉野郡吉野町・大淀町・下市町・黒滝村・天川村・野迫川村・十津川村・下北山村・上北山村・川上村・東吉野村）

吉野川流域や宇陀には、縄文から弥生時代の遺跡が多数分布している。宮滝遺跡は、この時代の大規模遺跡であるとともに、飛鳥から平安時代には斉明・天武・持統・文武・元明・聖武天皇、宇多上皇などの吉野宮・吉野離宮に関連する遺構が検出されている。

また、宇陀市には古墳時代のはじめ頃の見田・大沢古墳群や、吉野川流域には6世紀の古墳が点在する。飛鳥時代創建の寺院としては比叡寺跡がある。また、社地の移動はあるが、『日本書紀』や『続日本紀』のなかに丹生川上神社の記載は多い。

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」のうち、奈良県にある構成資産は、吉野山・吉野水分神社・金峯神社・金峯山寺・吉水神社・大峰山寺・大峯奥駈道・熊野参詣道小辺路である。10世紀から11世紀には修験の聖地として、山岳信仰の中心地となった。南北朝時代において、吉野山が南朝側の拠点のひとつであった。また、宇陀では室生寺に国宝建造物等の有形文化財が多数ある。また、秋山氏の拠点である宇陀松山城は、大規模城郭である。城下町が形成され、日本最古の私設の薬草園である森野旧薬園が所在する。周辺は、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

南部エリアの特色として、天然記念物が豊富であることがあげられる。種々の原始林やシシンラン、ツルマンリョウ、オオヤマレンゲ、カザグルマ、シダ、ハツ房スギなどの植物にかかわるものが地域を定めて指定されている。また、十津川村の瀬八丁は、特別名勝及び天然記念物に指定されている。また、奈良県内ではカモシカ、オオサンショウウオ、ゴイシツバメシジミ、ヤマネなどの動物の生息が確認されており、地域を定めず天然記念物に指定されている。

また日本有数の多雨地帯である紀伊半島に広がる広大な山林地帯には豊かな山林資源を背景に独自の木の文化が人々によって長年にわたって育まれてきた。吉野川流域の吉野地方東部の吉野林業は、畿内の城郭や寺社などの建築材を供給する目的で中世末期に始まったとされるが、近世中期になると、灘や伊丹といった日本酒の醸造地の隆盛に対応して、樽丸材の供給を行うようになった。そのため川上村を中心とした東部には杉や桧の育林による集約的な吉野林業が発達するとともに高度な林産加工技術が発達した。黒滝村を中心とした杉材の樽丸生産がその代表的なものであ

り、樽丸の端材を利用した割箸作りが下市町で考案され、全国一の生産量を誇った。また下市町の三宝や神酒の口なども吉野地方で発達した桧の曲物技術を利用したものである。以上のように、吉野地方東部では樽丸林業とも呼ばれた杉桧の育林による集約的な林業が発達したのに対し、十津川流域の吉野地方西部には十津川村の薬籠、天川村の曲物、野迫川村の丸箸や経木など自然の雑木を利用した木工技術が各集落に特色を持った形で伝承されていた。なかでも五條市大塔町や天川村は、最盛期の明治期から戦前にかけて全国一の杓子（しゃくし）生産地であった。

第2章 文化財の保存と活用に関する課題

《建造物、伝統的建造物群》

文化財建造物は、形態だけでなく機能や用途自体が文化財としての価値の一部となっており、その存在は地域に影響を与え歴史的な景観を形成している。このため、これまで通り存続し、その機能を維持し続けることが重要である。

しかし近年、社会状況の変化に伴い本来の機能を喪失し、有効な活用方法が見いだされない建物が増加している。特に大規模建築や近代のものにその傾向が顕著で、存続が難しいものもある。また、建造物の継承母体も変化し、宗教施設においては管理者や信者の減少、民家においては後継者の問題があり、資金難も相まって適切な保存ができず、滅失の危機にあるものも存在する。

これまで様々な観点から個別あるいは群として建造物を調査し、保護の対象を拡げてきたが、県下全域の建造物を網羅的に把握したものではなく、地域の文化財の掘り起こしは十分とは言えない。建造物は地域づくりに貢献することが期待され、さらに調査することが必要であり、調査結果は市町村、関係団体とも共有し広く公表していく必要がある。

一方、建築業全般に亘る構造変化は近年著しく、伝統技法がますます一般人からは縁遠いものとなっている。このことは、文化財建造物の価値や保存修理の意義をますます理解しにくいものとし、保存修理を行う技術者の減少にも繋がっている。建造物は地域的な技術基盤や社会生活、習俗の基に成り立っていることから、地域性を伴う技術の伝承が重要であるが、年々難しくなっており、建造物と地域との紐帯が希薄となるほか、町並みにも影響を及ぼしている。また、建造物を取り巻く環境においては防災対策が必須であるが、各設備が設置されてから長期間見直しがされていないものが多く、改善の余地を残している。

《美術工芸品》

美術工芸品はその多くが脆弱な素材からつくられており、その公開・活用が作品に負担をかけることは免れない。適切な公開・活用のためには、文化財ごとのコンディションを把握し、修復等、将来に継ぐための保存計画について考えることが重要となる。公開によって多くの人が美術工芸品に接する機会があれば、その価値が広く認識され、文化財保護への理解にもつながる。ひいては、地域への愛着が生まれ、地域の活性化につながる。したがって、保存と活用のバランスについて、関係者が認識を共有しながら、適切な判断を行っていくことが何より大事である。

保存・活用の前提として、文化財の適切な現状把握が肝要であるが、より幅広く迅速に情報収集をするための恒常的な仕組みづくりがひとつの課題である。国及び県指定の美術工芸品は、所有者の多くが社寺であり、なおかつ博物館に寄託されているものも多いことから、所有者や博物館等収蔵施設と連携しながら、保存・活用の意識を共有することが求められる。県下に所在する 1,000 件を優に超える国及び県指定の文化財の情報を的確に把握するためには、市町村や所有者等と日常的に連絡できる関係を構築しておくことが不可欠である。また、過疎地域に所在するものや、無住社寺・個人所蔵のものなど、目が行き届きにくい文化財については、市町村や所有者はもちろんのこと、警察や消防等とも情報共有をし、常にその現状把握に努める必要がある。

市町村との連携に当たっては、自治体に必ずしも美術工芸品の専門職員が配置されておらず、過疎化が進む地域においては文化財を維持していく担い手が不足しているという現状がある。今後、適切な保存と活用を進めていくことにより市町村や地域における美術工芸品への理解を涵養し、地域が一体となって文化財を保護する体制を構築していくことが求められる。

更に、県下には古文書をはじめとして地域に根ざした膨大な点数の未指定文化財が存在しており、その現状を把握していくことは、大きな課題である。

《民俗文化財・無形文化財》

民俗文化財については、地域社会の衰退、近年の少子高齢化や地域が保持してきた伝統的な生活様式の消滅による深刻な担い手不足によって、変容や衰退、消滅の危機に瀕しているものが多い。分野ごとの悉皆調査の成果を踏まえた文化財指定による保護施策を従来より推進しており、祭礼や行事、芸能で使用する用具や施設等の維持に対し、国・県・市町村が継続的に補助事業を実施してきている。今後は生業分野に含まれる民俗技術や郷土食等についても悉皆調査と記録保存を推進することが重要課題である。

保存・活用には、保持団体の主体性を軸に地域の協力体制を醸成することで、新たな伝承者を発掘、養成することが緊急の課題である。民俗文化財については活用の推進が文化財の保護、伝承にも大いに資する。近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会へは奈良県から隔年で出演団体を派遣しているが、今後は恒常的な公開の機会を設け、効果的で適切な活用を推進することで、文化財一般への理解とともに伝承者のモチベーションを高めることが検討課題である。また変容、縮小したり、継続が困難と予測されるものについては早急に映像や報告書による記録保存が求められる。

県や市町村が作成した過去の民俗映像を集成するとともに、写真や報告等とあわせた民俗文化財のデジタルアーカイブを構築、公開することにより、多くの人が容易に情報を活用できるようになるとともに、映像や音声を伝承ツールとして活用することも検討課題である。

また地域の多様性を表象する民具等の有形民俗文化財が博物館や資料館をはじめとして県内各所に収集されているが、県内には民俗文化財の専門職員や学芸員がほとんど配置されておらず、調査、整理が進んでいないのが現状であり、廃棄の危険性もある。民具の使用人や製作者が亡くなり、情報が得られなくなる前に早急に資料化を進め、積極的に整理し、保存・活用を図っていく必要がある。

また無形・有形ともに日々失われていく膨大な未指定文化財を把握し、記録することも大きな課題である。そのためには自治体史編纂を積極的に支援し、大学や研究所等の教育・研究機関、各市町村文化財担当課との連携、県内の博物館や資料館等のネットワーク構築が重要となる。文化財保存技術や工芸技術、伝統工芸等の無形文化財に関しては後継者不足が最大の課題である。新たな需要の創出や展示会の開催、原材料の安定した確保等の課題も多い。

《史跡》

史跡は土地に固着した文化財であり、多くの場合に埋蔵文化財のうちでも価値の高いものを史跡に指定している。その保存・管理、活用にあたっては、所有者、史跡等を取り巻く地域、関係自治体が連携して取り組む必要がある。

国・県指定の史跡については、指定地の一部もしくは全部が公有化されている場合もあるが、民有地も多い。民有地においては、所有者の居住地あるいは営農地等として利用されている場合には、そうした土地利用が史跡に影響を及ぼす可能性があるとともに、売買等によって開発業者の所有に帰することも懸念される。所有者が多数にわたる場合、あるいは所有者が不明な土地を含む場合、相続がなされていない土地を含む場合なども、保存・管理上の支障となる可能性がある。また、管理主体が自治体であるか民間であるかに関わらず、管理コストの負担は史跡等の管理上の大きな課題である。

また、指定範囲が保護すべき対象のすべてに及んでいない場合もある。史跡に係る未指定地については、周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱うことがほとんどであるが、十分な保護ができていない。所有者の理解を得て追加指定を進める環境作りが課題と

なる。

《名勝・文化的景観》

景観の保護を図ることを目的とする名勝については、土地に固着した文化財であるという点で史跡の場合と共通しており、民有地が多い場合には同様の課題がある。

庭園などの人文的名勝と、自然的な名勝とがあり、奈良県内では前者が多い。そのほとんどは寺社、民間が所有者である。庭園については範囲も明確であり、管理主体も明確であるが、その管理コストは所有者が負担することになる。広大な面積が指定地となっている名勝には、指定地が不明確であるものや、指定地が細分化して複雑になり、管理上不都合を生じているものがある。平成25年に刊行された文化庁による『名勝に関する総合調査』に掲載された「名勝地一覧表」には、奈良県内の名勝地として27ヵ所が記載されている。すでに県・市町村の指定を受けているものや、自然公園として保護の対象となっているものもあるが、大部分は未指定のままであり、指定に向けての動きはない。また、行政組織内に名勝や景観を専門に扱う職員が配置されていないことも、次に述べる天然記念物とともに大きな課題である。

名勝とともに景観保護を目的とするものに「重要文化的景観」の選定制度がある。現在のところ、奈良県内では「奥飛鳥の文化的景観」のみが選定されている。

《天然記念物》

天然記念物には動物、植物、地質鉱物等がある。奈良県内では植物が多く、樹叢（そう）や原始林、希少植物の自生地、巨樹などである。指定を受けた巨樹や樹叢（そう）の大部分は民有であるが、実態として地元自治会が管理主体であることも多く、管理体制と経費負担の両面で問題を生じている。また、指定木は剪定などの措置が一切できないという誤解から、管理が行き届かずに樹勢の衰退を招いている事例も散見される。また、名勝の場合と同様、行政組織内に天然記念物を専門に扱う職員が配置されておらず、きめ細かな対応ができていない。

《埋蔵文化財》

埋蔵文化財は、土地に埋蔵されている文化財であり、史跡に対応する未指定文化財と考えることができる。その特性から全てを把握することは困難である。遺跡地図の整備という形で一定の周知が図られているが、それは現段階で把握できているものに限られるため、市町村と協働した継続的な分布調査等の実施による把

握とその迅速な周知が必要である。

埋蔵文化財の保護にあたっては、開発計画との不断の調整が求められ、現状でも可能な限り計画段階での協議に基づいて保護を図ってきている。発掘調査の実施には開発計画者の協力が欠かせないため、広く文化財への理解を得ることが、円滑な調整を進めるには不可欠である。

体制の面では、開発計画の把握と対応において、市町村の文化財担当部局の体制に起因する違いが生じている。また、文化財専門職員の未配置自治体への支援は大きな課題である。さらに、膨大であり、増加し続ける出土品の保管場所の不足、保存処理済み遺物の劣化や破損をはじめとした、出土品の保存に関わる課題への対応が求められる。

第3章 文化財の保存と活用を図るために講ずる措置

1. 奈良県文化振興条例における県の責務

令和3年4月に制定した奈良県文化振興条例では、文化の振興における県の責務として、「文化振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有すること。その施策の実施にあたっては、県民、歴史文化資源の継承及び活用を行う者、文化活動を行う者、教育機関、事業者、市町村、他の都道府県、国その他の主体と連携し、及び協働するもの」と規定している。

また、文化財の保存と活用を図るため、その修復、公開その他の必要な支援を講ずるものとしており、修復等を行う場合においては、文化財の保存と活用の一体的な展開に留意するものとしている。

2. 文化財の保存と活用を推進する意義

公共財としての側面も持つ文化財は、指定、未指定を問わず、様々な時代背景の中で、人々の生活や思想、風土との関わりにおいて生み出され、現在まで守り伝えられてきた有形・無形の多種多様な文化的所産で貴重な財産である。

そうした過去から受け継がれてきた魅力あふれる多くの文化財を次の世代、またその次の世代へと連綿と続く未来の世代へ確実に継承する必要がある。

そのため、文化財について、県民等がその魅力に触れ、価値を理解し、守り、楽しみ、親しみ、交流することができるようにし、もって、心豊かな県民生活と活力ある地域社会の実現を図るものとする。

3. 文化財の保存と活用における視点

①文化財の保存と活用の一体性

保存と活用は互いに効果を及ぼし合いながら、文化財の継承につなげるべきもので、単純な二項対立ではない。保存に悪影響を及ぼすような活用があってはならない一方で、適切な活用により文化財の大切さを多くの人々に伝え、価値を共有していくことが不可欠であるなど、文化財の保存と活用は共に、次世代への継承という目的を達成するために必要なものである。

②文化財の把握の必要性

過疎化や少子高齢化、生活様式の変化による影響により、史跡や有形無形の文化財は危機にさらされている。未指定文化財を取りまく状況も深刻である。

過疎化や少子高齢化が進み、県内の推計人口について、平成 11 年のピーク時には約 1,449 千人だったが、平成 12 年以降、25 年連続で人口が減少し、令和 7 年には約 1,279 千人(令和 7 年 3 月現在)となっている。そのような中、地域の未指定文化財を網羅的・面的に把握し、登録や記録保存などを含む広く保護の網をかける新たな仕組みを考えていく必要がある。多くの自治体が、主に自治体史の編纂等を契機として、文化財の悉皆調査を行ってきた。

従来の学術調査の手法だけでは、広範な未指定文化財を網羅することには限界がある。研究機関及び市町村、地域住民等とネットワークや参画を促す必要がある。

地域の魅力ある文化財とはどのようなものか、未指定文化財を含む悉皆的調査とそのデータベースの整備が必要である。幅広い調査対象に対応するため、行政の文化財専門職や博物館・資料館等の学芸員等がコーディネートの中心となり、大学等の研究機関(研究者や学生)、地域ボランティア、民間団体などによる多様な連携を図り、また、調査過程では、例えば教育関係機関や、地域住民がその調査を知り、参加できる工夫をする必要がある。博物館や資料館だけではなく、県立図書館情報館や市町村図書館における住民参加型の活動とも連携する合理的な工夫が必要である。

③修復等の透明化・標準化

文化財の本質的な価値が多くの人に分かりやすく理解できるよう、修復内容や価値付け等の透明性が必要である。どのように修復したのか、その過程はどうだったのか、どのように価値付けするのか、考え方はどうだったのかなど、説明ができる状態とし、それぞれの透明性を確保すべきである。

文化財の中には脆弱なものがあり、その研究・活用には手順・制限がある。建造物・美術工芸品を問わず、それらの持つ価値に起因し、保存修理全般の実務においては高度な専門性と慎重なリスク回避が要求される。

一方で、広く文化財の大切さを共有し、修復人材を育成するためにも文化財の保存修理過程の公開・活用を行う必要性もある。

また、文化財の劣化・損傷判定の標準化、適切な修理周期の確立と長命化により保存修理過程の合理化と標準化を図ることも必要である。

埋蔵文化財においても、発掘調査は必要最小限に実施し可能な限り後世に残すことに留意し、継続的・安定的な保護を図っていく。そのためには、埋蔵文化財の取り扱いの決定プロセス(現地保存・移築・記録保存)を透明化し、埋蔵文化財の評価基準を標準化し分かりやすくする必要がある。

文化財の脆弱性を十分に配慮し、それに対応する研究活用のための修復等の透明化・標準化と、その公開を進める。

④人材育成

近年、文化財建造物の保存・修復に必要とされる大工をはじめとした伝統技術の継承者等は、技術者の高齢化が進むとともに、伝統技術を用いた工事の減少から、若年層に伝える機会や業界への入り口が狭くなり、その数は減少傾向にある。文化財を大切に受け継いでいくためには様々な業種の技術者が継続的に必要であり、こうした継承者を育成する必要がある。

また、地域における各種の多様な文化財を調査し、その価値を適切に評価し、市民とともに保存、活用していくためには広い視野を持った幅広い分野の専門職員の充実、育成が必要である。

なお、文化財の保存修理事業を実施することが、文化財の保存・修復にかかる技術者の育成にも資するものであることから、そのような観点からも保存修理事業を推進していく必要がある。

⑤地域づくり

地域に伝わる有形・無形の文化財の多くは、地元住民の手で維持管理されている。コミュニティを背景に大切にされてきたが、多くの地域で少子高齢化や過疎化による後継者不足、資金不足の問題に直面している。

民俗文化財は地域住民自身が文化財を担っている。生活様式の変化や少子高齢化、過疎化により変化するコミュニティを補完、支援するためにも担い手の拡大が重要となる。

文化財を地域で持続的に守っていくためには、人づくり、地域づくりに活かすことが必要である。そのため、専門的知識を持った地域の文化財保存・活用のコーディネーター等（市町村職員・法人・団体を含む）※³を活かし育て、文化財をきっかけとしたコミュニティ形成により防犯・防災（例えば無住社寺にある文化財の保護）、無形民俗文化財（地域伝統芸能や祭など）の継承につなげる必要がある。

⑥持続性のある文化財保護

地域の文化財は、多くの人に認知・理解される必要がある。また、近年多発する犯罪や災害に対して、警察・消防との連携により効果的な対応をとる必要がある。

さらに、文化財の保存には、財源が必要である。現在は、税制上の優遇措置を受けることができる「ふるさと納税」の制度を活用した「ふるさと奈良県応援寄附金」で受けた寄附金を文化財の

※3 平成28・29年度の2カ年にわたり、奈良県と早稲田大学連携事業の一環として「宇陀市における無住社寺の実態調査事業」を実施。宇陀市をモデル地区に、存続が危ぶまれる無住社寺の維持管理の問題を、ハード面（防火・防犯機器の設置等）からではなく、ソフト面（地域の活動）からとらえ、現況把握のための各種調査を行い、重要伝統的建造物保存地区に選定されている松山地区において「文化財保存のためのコミュニケーション再生プロジェクト」を実施。

保存と活用の取組に利用しているが、今後、文化財の継承に資する新たな財源制度を考える必要がある。

4. 分野別の文化財の保存と活用を図る取組

文化財の保存と活用の視点や課題等を踏まえ、県が取り組むべきこれからの文化財の方針について記載する。

《建築物、伝統的建造物群》

建築物は、年々保護の対象を拡げているが、さらに過去の調査結果に加え市町村等と協力し悉皆的な調査を進め、地域、時代、形式、用途など様々な側面から保護の対象を選択し、重要性の高いものの指定を進めていく。

これら調査結果については、指定、未指定に限らず、広く一般に文化財としての価値や魅力を示すことが重要で、所有者だけでなく市町村、ヘリテージマネージャーや民間団体などと協力し、一般の協力者を確保するとともに、有効な活用方法、防災対策の提案や改修に際しての建築基準法適用除外を推進することで、地域づくりの基幹とするなど継承基盤の構築を行う。

保存・活用に際しては、文化財としての既存制度の活用とともに、これにとらわれない保護、支援のあり方を模索する必要がある。地域づくり関連機関、教育機関との連携のもと、継承者の負担軽減に繋げる。文化財の価値の明確化と保存状況の定期的な把握が重要である。そのためには、保存活用計画を策定し、関係者の理解を共有する必要がある。

また、保存修理の機会を文化財に対する理解を深める場とし、なら歴史芸術文化村で伝統技術を体験する一般向けの学習の機会を提供するとともに、実施中の修理現場の解説や修理工程の見学を通して建築物や伝統技術の価値や魅力を広く示す。

伝統技術の継承においては、県立教育機関やなら歴史芸術文化村において技術者を積極的に育成し、基礎知識を持つ技術者の数を増やすとともに、地域固有の技術の伝承を図る。

県が所有する指定文化財建築物は、植物性材料で葺かれた屋根をもつものが多く、適切な周期で維持修理を行うため、必要な保存措置を講じる。また県民に有効な利用を提供する面から、個々の状況に応じてさらに活用を促進する。

《美術工芸品》

美術工芸品の保存・活用に当たっては、文化財所有者や博物館等の収蔵施設、市町村等と適宜連携し、関係機関の理解を得ながら、文化財の現状を正確に把握し、適切に修理・公開を進めてい

くよう努める。とりわけ、なら歴史芸術文化村においては、文化財の修理・展示の一体的運用により、保存と活用の好循環を作り出す。同時に、同村では、保存修復過程を公開することにより、文化財そのもののみならず、その継承や保存技術の重要性を発信すべく取り組む。同村での活動等を通して、美術工芸品の価値やその維持・継承の重要性を、文化財関係者にとどまらない幅広い人々に伝えていくことを意識し、社会・地域全体で文化財を見守る認識や環境を作り出せるよう取り組む。

また、関係者との情報共有に当たっては、所有者や市町村等との個別のやりとりに加え、各種ネットワークも活用しながら連携の緊密化を図る。

県内に所在する彫刻、絵画及び古文書等の膨大な文化財については、未指定文化財を含めた悉皆的な調査等を引き続き行う。また、特に重要なものについては積極的に指定し、適切な保存・活用の方策を講じていくこととする。

県が所有する国・県指定美術工芸品の多くは考古資料であり、それらは橿原考古学研究所または橿原考古学研究所附属博物館において保存・公開されている。修理が必要と判断される物件については、国・県の関係部署と協議のうえ、適切な時期に修復計画を立てて修理を実施していく。

《民俗文化財・無形文化財》

無形民俗文化財の安定的な継続のためには、従来の地域や所属の枠を拡大するなど、環境の変化に柔軟に対応した新たな伝承形態・方法を模索していく。県は現場における各保持団体の現状を随時把握し、個別の課題を分析する中で、市町村と協力して適切な情報提供と助言を行うだけでなく、保持団体相互の情報共有を通して地域が主体的に考え、実践することの手助けをする。奈良県無形民俗文化財保護連絡協議会が県や市町村文化財担当部局、保持団体の情報交換や交流の場として設置されている。

また、公演・公開による一般への普及活動、学校教育における地域学習等に活用することで、地域に対する愛着や誇りを醸成するとともに新たな伝承者を模索し、養成する。人から人へと伝えられて来た無形の民俗文化財は時間の経過によって変化する性格を持っている。特定の形態を固定して伝承していくことは不可能であり、民俗文化財を取り巻く環境（民俗）も既に大きく変容している。そのため、現地調査に基づいた映像や報告書といった学術的な記録保存を推進することは、古い形態とその背景にある民俗を正確に記録し、後世に伝える唯一の手段であり、文化財が衰退・中断・消滅した場合でも再現・復活の具体的な根拠となるた

め、極めて重要である。

また、これからの伝承を手助けするための教則映像や教則本の作成にも積極的に取り組む。なら歴史芸術文化村では、民俗文化財、選定保存技術や工芸技術をはじめとする無形文化財の県内各所に分散している映像や写真、音声、報告等を集成したデジタルアーカイブを構築し、広く公開していくとともに、公共施設や関係部署と連携し、展示や上映、ワークショップ、公演等を開催することにより、多くの県民へ民俗文化財への価値の気付きを醸成し、保護、普及、振興を図ることを検討する。また、県立民俗博物館をはじめ、各地に所蔵されている民具等の有形民俗文化財については資料化し、テーマごとに体系化するなど、新たな価値付けをしていくことで文化財指定等を推進するとともに展示や学習などでも積極的に活用する。なお、無形・有形ともに日々失われていく膨大な未指定文化財を把握するため、分布を面的に調査、記録することを目指す。そのためには専門的な部分において県が市町村を積極的にサポートするとともに、地域住民を巻き込みながら、博物館や資料館、大学等の教育・研究機関との連携を深め、協働を推進する。また、文化財保存技術、工芸技術、伝統工芸等についても関係諸機関と連携を取りながら、新たな需要の創出や展示会の開催、後継者の育成、原材料の安定した確保等に努める。

《史跡》

史跡については未指定の文化財から特に重要と考えられるものを選定の上で指定を進めるとともに、既指定の史跡についても未指定部分の指定に向けて条件整備を進める。また、管理上の課題に対しては、関係自治体とも連携し、個別の事情に応じた適切な管理のあり方を示す。法定計画として文化財保護法に位置付けられた保存活用計画の策定は、史跡等の実態を把握した上で保存・管理の方策を示すこととなり、保存・管理を円滑に進める上で有益である。

史跡の活用にあたっては、ハード整備を伴うものだけではなく、VR、ARなど各種技術の積極的な利用とともに、広く地域住民が参加できる枠組みを検討する。

《名勝・文化的景観》

名勝のうち、特に庭園については整備され、公開されているという点で活用が図られているものも多い。近年行われている整備の多くは施設の老朽化への対応などであるが、必要に応じて景観向上のための整備を実施するなど、それぞれの事情に応じた整備、活用を進める。

《天然記念物》

天然記念物については、滅失の危機に瀕しているといった事情も考慮しながら、重要なものを指定し、積極的に保護を図るとともに、その希少性などの重要性について周知を図る。

また、特に動物や植物については生息の実態に変化があるため、継続的なモニタリングの実施を検討する。樹木や樹叢（そう）等については、適切な樹木管理のあり方を明示し、自治体と管理主体とが連携して適切に管理を行う。

《埋蔵文化財》

埋蔵文化財については、開発部局とも連携して適切な保存を図る。事前の協議によって可能な限り破壊を回避することを原則とし、やむを得ない場合については発掘調査等により十分な記録を残すことにより保存に替えるものとする。また、特に重要なものについては史跡指定等の方法で確実に保存する。

開発行為と保存との調整においては、一定の指標を設けて複数の観点から埋蔵文化財を評価することとし、保存に至るプロセスの透明性の確保を図る。評価指標としては、遺構の年代、遺構やそれに伴う遺物の希少性、遺跡・遺構の規模、文献史料との関係、歴史的画期等との関係、研究史に占める位置の重要性などがあげられる。他に学術的な認識を覆すような知見が得られた場合、遺構や遺物について新たな知見が得られた場合等についても評価対象となり得る。

既存の遺跡地図に記載された周知の埋蔵文化財包蔵地以外での遺跡の存在、広がりがある可能性に留意するとともに、継続的な分布調査、悉皆的な調査を行うことで遺跡の現状把握とその周知に努める。

発掘調査現地の公開を積極的に行うとともに、出土品等の整理を進め、展示等により成果の公開を推進する。こうした取組によって、埋蔵文化財の価値を共有し保存することの重要性について、広く県民の理解を得るとともに、そのことがさらに保護の促進につながるという好循環を生み出す。

第4章 市町村への支援の方針

1. 基本的な考え方

文化財やその所有者に最も身近な行政主体である市町村は、地域住民と緊密に連携しながら、文化財を総合的に把握し、地域一体で計画的に保存活用に取り組むことが期待されている。そのため、文化財の保存活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）の作成に努め、各市町村が目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容などを定めることが重要である。

また、市町村の文化財保護担当課の職員は、幅広い業務を担当していることも多く、専門的見地からの助言など、本県としても、市町村と連携・協力し、文化財の保存活用を推進する観点から支援を積極的に行っていく。

2. 支援の状況

文化財保存主管課長会議や文化財保護行政担当者会議での情報交換をしながら必要な支援を行っている。

また、技術的支援としては、市町村が主催する史跡整備などの委員会への参加や国や専門家との調整に参画している。

文化財の保存・修理に関しては、市町村が所有する史跡等文化財の保存・修理整備等に対して、奈良県文化財保存事業費補助金交付要綱等に基づき支援を行っている。

今後は、特に文化財専門職員が配置されていない市町村や不足している市町村については積極的に支援を行っていく。

3. 市町村文化財保存活用地域計画作成への支援

平成30年の文化財保護法の改正により、市町村は、同法第183条の3第1項に基づき「市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画」として、文化財保存活用地域計画を作成できることになった。この計画は、本大綱を勘案し、各市町村が取り組んでいく目標や具体的な取組を記載する当該市町村における文化財の保存活用にかかるマスタープラン兼アクションプランである。

この地域計画作成に向けて、域内の市町村が相互に矛盾なく、同じ方針のもとに取り組んでいけるよう、各市町村又は小規模市町村同士による複数市町村の求めに応じ、参考となる各種情報の提供や相談、助言等の支援を行っていく。

同時に、市町村が文化財保護指導委員を置くことができることになったことや、文化財保存活用支援団体を指定できることになったことを踏まえて、専門性の担保に向けた支援も行っていく。

第5章 防災・災害発生時の対応

自然災害や火災などから文化財を守るためには、日頃から防災に関する意識を高めることはもとより、災害発生時には、庁内関係部局や市町村、消防や警察といった防災関係機関、所有者や管理団体等と情報を共有し、適切かつ迅速に対応する必要がある。

水害・土砂災害・地震等大規模災害発生時における文化財被害の防止と軽減を図るための方針については、『奈良県地域防災計画』において定めている。関係機関は計画に基づき災害発生時の緊急対応および応急措置を行うとともに、被害の軽減を目指し事前対策の推進を図る。また文化財課では具体的な活動計画を示す文化財災害対応マニュアル（以下「災害対応マニュアル」と言う。）を策定しており、奈良県地域防災計画における災害予防計画および応急対策計画について具体的な対応を整理している。災害対応マニュアルは文化財被害に関し県・市町村・所有者等が対処すべき事務あるいは業務の流れを整理したもので、発生時に円滑な対応がとれるよう必要な準備を事前確認することを目的とするものである。内容は、「Ⅰ 災害発生時の対応」、「Ⅱ 応急措置及び復旧対策」、「Ⅲ 日常の安全対策」及び「Ⅳ 県内関係機関との連携」で構成されている。

（１）文化財の防火対策に関する条例の制定

本県には多くの文化財が所在し、そのうちの多くが木造である。文化財の防火対策の構築のため、行政や文化財所有者、地域住民などのそれぞれの役割を明確にし、チームとなって取り組む体制を整備するため、防火対策に関する条例を制定した。同条例に基づき、国、市町村、文化財所有者及び県民等と連携・協力しながら、防火設備の整備・点検、火気の管理及び出火防止対策の徹底並びに各種訓練の実施など、文化財の防火対策を総合的かつ計画的に推進する。

（２）災害時の相互応援

近畿２府４県と関西広域連合による基本協定に基づく文化財の被災対応ガイドラインが平成３０年３月に策定されており、これを災害対応マニュアルに反映、改定した。

（３）災害対応マニュアルの改定について

令和５年４月に地震への対応、関係機関等との連携、盗難や油かけ事案等の人災対応を充実する等、災害対応マニュアルの改定を行った。具体的には以下の内容で改定を行った。

①耐震対応

災害対策は、発生時だけでなく、事前の備えが重要である。「Ⅲ 日常の安全対策」において内容の充実を図る。劣化サイクルに応じた適切な保存修理による性能の強化、日常的な巡視体制の充実に加え、各文化財の耐震対応も重要な事項である。

②近畿圏自治体との連携

「Ⅰ 災害発生時の対応」では、近畿圏相互応援に係る文化財被災対応ガイドラインを平成 30 年に策定している。ここで支援手順が具体化されているため、マニュアルに反映させた。

③文化財防災センターとの連携

「Ⅱ 応急措置及び復旧対策」では、国立文化財機構文化財防災センターを中心としたネットワークにより被災後の応急復旧における支援体制づくりが進んでいる。本県も同センターとの連携を図っているところであり、関係各機関との体制強化を検討していく。

④人災への対応

なお、文化財被災は地震や風水害による大規模災害だけでなく、小規模な獣害や虫害までも対象に含まれる。盗難や毀損等の人為的被害に対する対応も認識すべき事項である。

第6章 文化財の保存と活用の推進体制

現在の文化財の保存と活用の推進体制は次のとおりであるが、今後更に重要となる文化財の保存と活用のニーズに応えるため、専門職員の配置等を検討していく。また、文化財の調査、研究、教育及び普及のため、橿原考古学研究所、万葉文化館、民俗博物館、図書情報館、美術館及びなら歴史芸術文化村を活用していく。

奈良県		R7.4.1時点
地域創造部 文化財課 文化財に関すること 文化財の保存及び活用に係る企画調整に関すること 銃砲刀剣類の登録及び刀剣類の製作の承認に関すること ・職員 22名 うち埋蔵文化財の専門職員5名、建造物の専門職員6名、美術工芸品の専門職員3名、民俗文化財の専門職員1名 文化財保存事務所 文化財建造物の修理等の受託に関すること		世界遺産室 世界遺産の登録、保全及び活用に関すること 文化振興課 文化行政の総合企画及び調整に関すること ムジークフェストならに関すること 奈良県ジュニアオーケストラに関すること 奈良県みんなでたのしむ大芸術祭に関すること
関係機関 橿原考古学研究所 遺跡及び埋蔵文化財に関する学術的、専門的研究を行うこと。 遺跡等の発掘調査及びその指導を行うこと 他 考古学的遺物及び遺跡等に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること 考古学的遺物及び遺跡等に関する講習会、研究会等を開催すること 他 万葉文化館 万葉文化に関する調査研究を行うこと 万葉文化に関する資料及び万葉集に関する美術品を収集し、保管し、及び展示すること 万葉文化に関する講演会、研究会等を開催すること 他 民俗博物館 民俗資料を収集し、保存し、及び展示すること 民俗資料に関する研究会、講演会等を開催すること 民俗資料に関する調査研究を行うこと 他		図書情報館 図書館法第三条各号に掲げる事項に関すること インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて発信され、又は閲覧の提供を受けた情報を使用及び研究の用に供するとともに、収集した資料を電子情報として作成し、発信すること 他 本県に関する歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うこと 美術館 美術品及び美術に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること 他 なら歴史芸術文化村（令和4年3月開設） 文化財の展示、修復作業の公開及びそれらの解説 その他文化財の継承及び活用に関すること 文化財の修復に係る図面・写真、文化財の紹介映像 その他文化財に係る資料の閲覧に関すること 実技講習の実施その他文化財の修復に必要な人材の育成に関すること
環境森林部 景観・自然環境課 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に関すること 他 産業部 産業振興総合センター 伝統工芸に関すること 他 観光局 観光戦略課 観光戦略に関すること 観光DXIに関すること 観光統計に関すること 他 観光力創造課 国内外の観光誘客の推進に関すること 観光情報の発信に関すること 観光地域づくりに関すること MICEの誘致に関すること 他 奈良公園室 奈良公園に関すること（他課の所掌に属するものを除く） 他		まちづくり推進局 公園企画課 都市公園に関すること（他課の所掌に属するものを除く） 平城宮跡における事業に関すること（他課の所掌に属するものを除く） 他 教育委員会事務局

奈良県文化財保護審議会 ・ 審議事項 知事の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して知事に建議する ・ 委員の構成 大学教員等文化財の保存及び活用に関し学識経験を有する者19名で構成
奈良県文化財保護体系推進会議 ・ 審議事項 保存と活用を両輪とする持続的な文化財保護を図っていくため、奈良県における新たな文化財保護の体系の在り方やその推進について審議を行う ・ 委員の構成 文化財の保存、活用等に関して優れた識見を有する者9名で構成
奈良県文化財保存活用認定会議 ・ 審議事項 保存修理を行う必要がある文化財について、様々な観点から、適正かつ公平に評価を行う ・ 委員の構成 文化財の保存、活用等に関して優れた識見を有する者5名で構成
文化財保護指導委員 ・ 取組事項 文化財、周知の埋蔵文化財包蔵地の保存管理に関して随時巡視を行うこと 文化財等の所有者その他関係者からの求めに応じ、又は必要に応じて文化財等の保存管理に関する指導及び助言を行うこと 地域住民に対し、文化財保護思想についての普及活動を行うとともに、行政機関又は文化財関係団体等の行う文化財普及に関する行事に協力すること ・ 委員の構成 文化財の保護に関する識見を有し、かつ、地域の文化財の現状を把握している者30地区29名で構成
その他民間団体等 公益財団法人大和文化財保存会 国宝、重要文化財その他の有形文化財及び記念物の修理、復旧並びにこれが維持管理に必要な事項につき、所有者、管理責任者又は管理団体に対する援助 文化財の維持管理を適切に行うため、文化財を取得し、これを寄託又は寄贈する事業 他
市町村との連携 ・ 市町村文化財保存主管課長会議 年1～2回程度、県及び県内全市町村の文化財保護行政主管課長会議を開催し、県及び市町村並びに市町村相互間における緊密な連携及び協力を図り、県内における文化財保護行政を総合的に推進するための協議等を行う。 ・ 文化財防犯・防火・防災関係者連絡会議 年1回、県、市町村、警察、消防、文化財所有者及び地域住民等による連絡会を開催し、文化財の損傷、盗難、火災等の予防を図るとともに、地震、水害、土砂災害等の自然災害に備えて、連携体制の構築を図る。

奈良県地域創造部文化財課
〒630-8501 奈良市登大路町 30
TEL 0742-27-9864 FAX 0742-27-5386
<http://www.pref.nara.jp/1700.htm>